

令和5年度 スクールカウンセラー等配置事業

1	導入の経過	平成6年11月、愛知県でいじめを苦に中学生が自殺した事件を契機に、「いじめ問題」が全国的に社会問題となった。そのため文部省が、平成7年度から全国の小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。																									
2	趣旨	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置する。 また、平成20年度から、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカーを配置している。																									
3	主な職務	スクールカウンセラーの主な職務 (1) 児童生徒へのカウンセリング (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 スクールソーシャルワーカーの主な職務 (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援 (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 (5) 教職員等への研修活動 等																									
4	勤務態様	・スクールカウンセラーは配置校において、小学校隔週配置校で年97時間、中・高等学校で206時間、中学校重点校で415時間以内の勤務。 ・なお、緊急対応にあたるスーパーバイザー等は、年240～415時間以内の勤務。 ・スクールソーシャルワーカーは、地区不登校等児童生徒支援拠点校及びSSW配置拠点校においては年528時間の勤務。地域連携アクティブスクールにおいては年624時間の勤務。																									
5	配置状況	<p>スクールカウンセラー等の配置状況（令和5年度）（単位：所属）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>高等学校</th> <th>事務所等</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">スクール カウンセラー</td> <td>隔週配置 384</td> <td rowspan="3">310 重点校5校、 義務教育学校 を含む</td> <td>105</td> <td rowspan="3">6</td> <td rowspan="3">1058</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>月1配置 252</td> <td>特別支援学校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>スクールソー シャルワーカー</td> <td>SSW配置拠点校 18</td> <td></td> <td>SSW配置拠点校 17 アクティブ 4</td> <td>5</td> <td>44</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※県内（千葉市立を除く）の公立小学校636校、義務教育学校4校を含む全公立中学校310校、及び県立高校は約4/5にあたる105校に配置している。中学校5校を重点校とし、週2日配置している。緊急時には、スーパーバイザー15名が対応する。</p> <p>※スクールソーシャルワーカーは、小中学校においては、SSW配置拠点校18校に、県立高校においては、定時制課程等を置くSSW配置拠点校17校と地域連携アクティブスクール（高等学校）4校に配置している。加えて、各教育事務所にエリアリーダーを含め3名ずつ計15名を増員している。</p>		小学校	中学校	高等学校	事務所等	計	備考	スクール カウンセラー	隔週配置 384	310 重点校5校、 義務教育学校 を含む	105	6	1058		月1配置 252	特別支援学校		1	スクールソー シャルワーカー	SSW配置拠点校 18		SSW配置拠点校 17 アクティブ 4	5	44	
	小学校	中学校	高等学校	事務所等	計	備考																					
スクール カウンセラー	隔週配置 384	310 重点校5校、 義務教育学校 を含む	105	6	1058																						
	月1配置 252		特別支援学校																								
			1																								
スクールソー シャルワーカー	SSW配置拠点校 18		SSW配置拠点校 17 アクティブ 4	5	44																						
6	予 算	<p>令和5年度当初予算（単位：千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置事業 821,598（国223,493、一般598,105） ・スクールソーシャルワーカー配置事業 126,481（国 40,982 一般 85,499） 国庫1/3 <p style="text-align: center;">合 計 948,079（国264,475 一般683,604）</p>																									

訪問相談担当教員の配置事業の概要について	
1. 目的	不登校等児童生徒の支援の充実を図るために、不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行うものとする。
2. 実施経過	平成元年より登校拒否対策教員として出張所に配置された。初めは県北部のみであったが、その後全出張所11ヶ所に配置された。 平成22年度より当該教育事務所管内の小中学校に配置されている。
3. 実施主体	令和5年度は12名の配置。 (平成25年度は11名。平成26年度より12名体制。) 葛南教育事務所管内 2名 東葛飾教育事務所管内 2名 北総教育事務所管内 2名 東上総教育事務所管内 3名 南房総教育事務所管内 3名
4. 内 容	(1) 主な職務 ・当該教育事務所管内の不登校等児童生徒の実態把握と分析 ・当該教育事務所管内の教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援 ・関係機関との連携の推進 ・当該教育事務所管内の校内不登校児童生徒支援教室に対する助言・支援 ・不登校児童生徒支援関連事業に対する支援 ・その他不登校等に対する取組に関すること (2) 研修先 ・在籍校を勤務先とする。 ・年6回の研修会を実施する。 (3) 派遣手続き ・派遣希望の場合は、訪問相談担当教員の所属長あてに派遣申請書を提出する。 ・当該所属長は、必要に応じて地区内の学校等に派遣することができる。
5. その他	(1) 活動等については千葉県「地区不登校等児童生徒支援拠点校に関する要綱」及び「訪問相談担当教員活動推進要領」により定める。 (2) 在籍校 浦安市立東小学校（葛南） 船橋市立三田中学校（葛南） 松戸市立小金北小学校（東葛飾） 鎌ヶ谷市立鎌ヶ谷中学校（東葛飾） 印西市立原小学校（北総） 香取市立瑞穂小学校（北総） 東金市立東小学校（東上総） 茂原市立富士見中学校（東上総） いすみ市立岬中学校（東上総） 市原市立双葉中学校（南房総） 木更津市立高柳小学校（南房総） 館山市立北条小学校（南房総） (3) 新旧 ・令和5年度は12人中2人が新規。

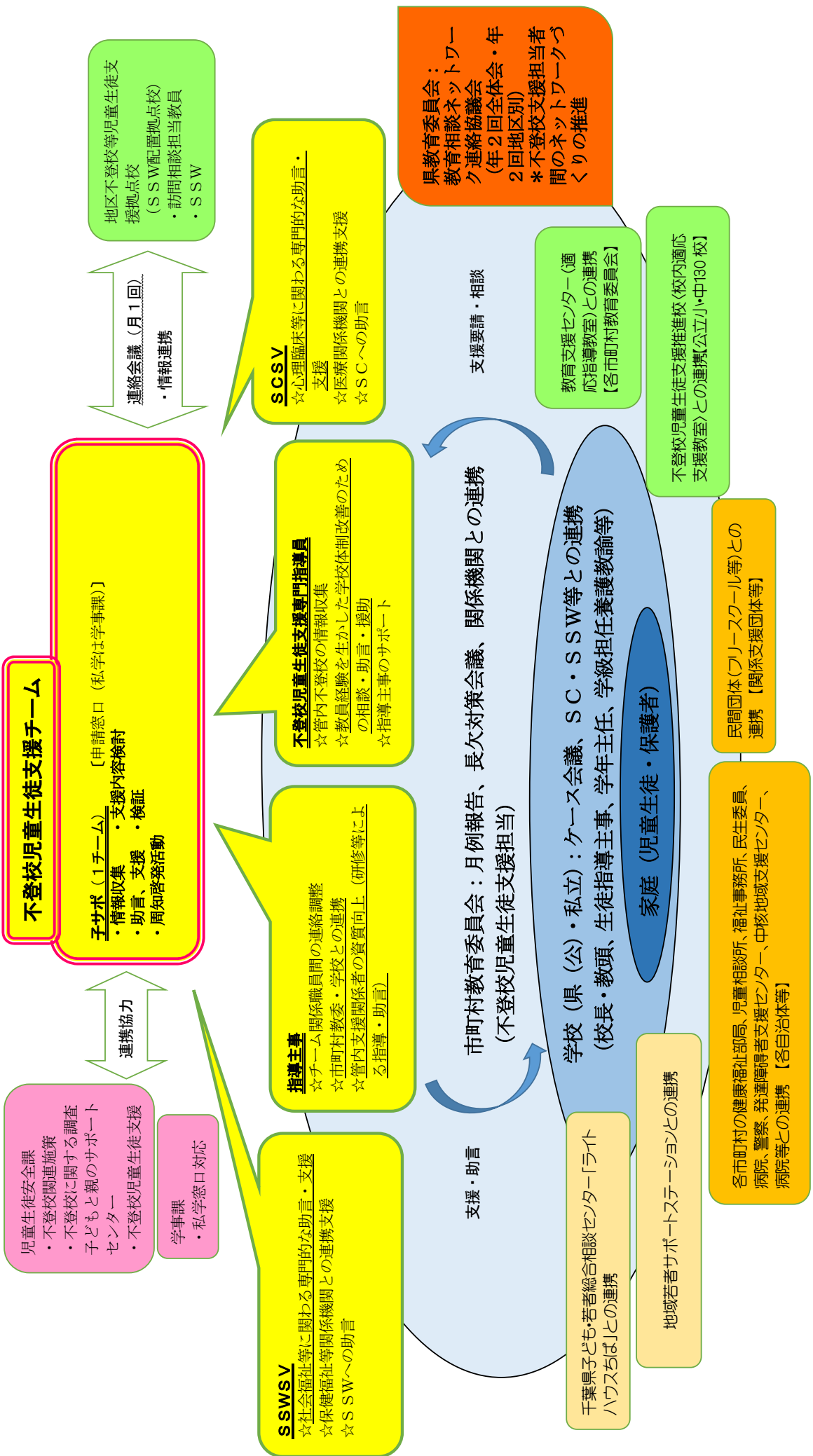
不登校児童生徒支援推進校事業の概要について

1. 目的	学校内に校内不登校児童生徒支援教室を設置し、実践的な活動等をおして不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的として、児童生徒支援（不登校）加配教員1名を推進校に配置する。
2. 実施経過	平成11年度25校の指定から開始。当初は経費負担も行っていたが、現在は人的配置のみで、経費の負担はしていない。
3. 実施主体	令和5年度は、県内公立小学校4校と義務教育学校2校、公立中学校124校を市町村教育委員会と協議の上、県教育委員会が指定している。（千葉市を除く）
4. 内 容	<p>（1）活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進校は不登校児童生徒等を対象として、情緒の安定、基礎学力の補充、集団生活への適応等のための相談・支援を行う校内不登校児童生徒支援教室を設置する。 ・推進校は、校内指導体制を整備すると共に校内不登校児童生徒支援教室を活用し、不登校児童生徒等の所属学級への復帰を支援し、もってその社会的自立に資する。 ・推進校は、不登校に関する県教育委員会との調査研究に協力するものとする。 ・活動を推進するに当たっては、次の内容を参考に、実践的な活動等を行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 校内指導体制の整備及び教職員の役割の明確化、校内研修の充実 ② 校内不登校児童生徒支援教室の環境整備 ③ 教育相談の計画的・組織的な実施、スクールカウンセラー等との連携協力 ④ 児童生徒への学習支援、体験活動の計画的・組織的な実施 ⑤ 教職員、児童生徒等との人間関係づくり、学校復帰への受け入れ体制の整備 ⑥ 家庭との連携及び保護者への支援 ⑦ 関係機関等との積極的な連携 <p>（2）指定期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>（3）予算的措置はない。</p> <p>（4）成果</p> <p style="padding-left: 2em;">個々へのきめ細やかな対応が可能となり、不登校児童生徒にとって学校内での居場所確保ができ、令和4年度実績で原籍学級に復帰した児童生徒が36.3%であった。</p>
5. その他	<p>（1）令和5年度推進校（小学校4校、義務教育学校2校、中学校124校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葛南教育事務所管内 42校 ・東葛飾教育事務所管内 29校 ・北総教育事務所管内 22校 ・東上総教育事務所管内 15校 ・南房総教育事務所管内 22校

不登校児童生徒支援チーム

構成員：福祉の専門家〔スクールソーシャルワーカー・ケースバーパバイザー（SSWSV）〕、教育相談に職見のある元教員〔不登校児童生徒支援専門指導員〕、心理の専門家〔スクールカウンセラー・セラピスト・スーパーバイザー（SCSV）〕、指導主事

* 不登校の長期化等により解消が困難なケースに関して、不登校児童生徒支援関係者による連絡会議等で情報収集するとともに、支援対応策について検討し、助言・支援・指導に当たる。
 必要に応じて、直接学校や家庭への支援に入ることも可能とする。（家庭支援に入る場合は、学校関係者（教職員又は教育委員会職員）が同行するものとする。）
 * 不登校の未然防止、初期対応、自立支援に向けた市町村教育委員会や県、私立学校の不登校児童生徒支援体制の助言・支援に当たる。
 * 各学校や市町村教育委員会が主催する長欠対策会議等に積極的に参加し、「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」を活用した研修の充実に努める。
 * 不登校に係る知事部局の施策との連携強化を図る。



千葉県子どもと親のサポートセンターの不登校支援事業

○サポート広場

<事業内容>

保護者には不登校の悩みなどを気軽に話し合える懇談会、外部講師によるミニセミナー等、子どもには所員との遊びやものづくりなどの活動を実施。

<令和4年度の状況>

①活動実績

実施回数：15回

参加人数：子 供： 77名（前年度比+5名）

保護者： 73名（前年度比+1名）

合 計：150名（前年度比+6名）

②成果

- ・参加した子供のアンケート結果、100%が満足。
- ・参加した保護者のアンケート結果、100%から肯定的な回答を得た。
 - *「今回初めて参加させていただきました。同じ境遇の方がいることを知り少し心強く思いました。参加させていただきました良かったです。」
 - 「気持ちが楽になりました。」
 - 「こういう機会が頻繁にあるとうれしいです。」

○サポルーム

<事業内容>

相談員（不登校経験者・保護者の立場での不登校経験者）及び所員による相談対応（原則・個別相談形式）。

<令和4年度の状況>

①活動実績

実施日数：74日

参加人数：子 供： 35名（前年度比 △2名）

保護者：287名（前年度比 +33名）

合 計：322名（前年度比 +31名）

②成果

- ・訪れた保護者の多くは、相談に満足している。
- ・子供との関わりにストレスを抱えている保護者にとって、不登校経験者に話を聴いてもらうことで不安の軽減を図ることができている。

○サポートセミナー

<事業内容>

発達に即した子ども理解を深め、子どもとのよりよい関わり方を考えるため、不登校サポートセミナー及び進路選択サポートセミナーを開催。

<令和4年度の状況>

(1) 不登校サポートセミナー

①活動実績

実施回数：4回

参加人数：延べ186名（前年度比 +24名）

②成果

- ・参加者からは満足度の高い評価を得ている。
- ・複数回継続して参加する参加者が多い。

(2) 進路選択サポートセミナー

①活動実績

実施回数：7回

参加人数：延べ368名（前年度比 +137名）

②成果

- ・参加者からは満足度の高い評価を得ている。

○わくわくチャレンジ

<事業内容>

親子で野外炊さんハイキングなどの活動を行う。

<令和4年度の状況>

①活動実績

開催日：令和4年11月12日（土）

参加人数：親子4組10名（子供5名、保護者5名）

*令和3年度：親子4組10名（子供5名、保護者5名）

*令和2年度：新型コロナウイルスの影響により中止



こういうときに
役立ちます



クラスの子が
休み始めたとき
どうすれば良いですか

不登校の対応, こういう
ケースではどんな手立てが
ありますか

事例を使って校内研修
をしたいのですが

など



この資料集は、本編と資料編、コラムで構成されています

現状と 基礎知識

第Ⅰ章 長期欠席と不登校等の現状

第Ⅱ章 千葉県教育委員会の取組

不登校に関する文部科学省と千葉県のデータ・千葉県教育委員会の取組

未然防止

第Ⅲ章 新たな不登校を生まないために

「不登校はどの児童生徒にも起こり得る」ことを踏まえた未然防止の取組

初期対応

第Ⅳ章 初期対応（早期発見・早期対応）

早期発見のための取組やポイント・休み始めの対応など

自立支援

第Ⅴ章 自立支援

長期欠席・不登校の様々なケースについての具体的な対応例
社会的自立に向けた支援など

資料編

「児童生徒理解・教育支援シート（試案）」「見立てシート」など

コラム

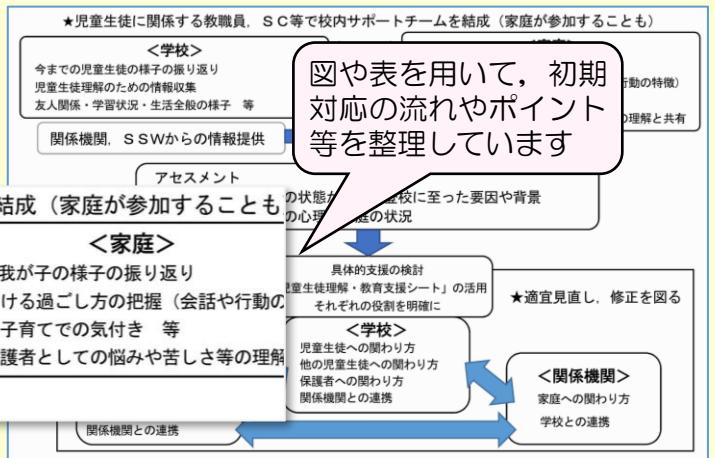
「長期欠席と不登校」「学校における有効なケース会議の持ち方」など

こんな場面で使えます

◎クラスの子どもが休み始めました。どうすれば良いですか？

学校を休みそうな児童生徒への対応を含めて、初期対応の流れやポイント等を解説しています。知りたい内容に応じて、各節を参照してください。(⇒P50~P66)

- 欠席1日目をどうとらえるか
- 登校渋りが見られたときの対応(家庭への支援)
- 組織的対応について
- SCやSSWのできること など



◎保護者とはどのように連携すれば良いですか？

第三章(例:左下図P34)では日頃からの保護者との信頼関係づくり等について、第四章(例:右下図P57)・第五章では個別事例での対応例等について具体的に紹介しています。

③ 保護者との関わり方<具体例>

③ 保護者との関わり方<具体例>

以下では、訪問相談担当教員(P7参照)の紹介をします。

ア 電話では双方向の情報交換を保護者が学校からの電話を前向きに捉えるように促す。電話では双方向の情報交換を保護者が学校からの電話を前向きに捉えるように促す。電話では双方向の情報交換を保護者が学校からの電話を前向きに捉えるように促す。

・時間に余裕を持って電話する

訪問相談担当教員(資料集P7参照)の実践を踏まえて、保護者との関わり方のヒントを紹介しています

不安要因・タイミング別に対応例を紹介しています

不安要因	進級・進学のタイミング
人間関係	家庭からの児童生徒の友人関係などについての情報を基に、学級編成を検討する

家庭訪問の留意点を掲載しています

参考 不登校の児童生徒宅へ家庭訪問する際

◎要因別の対応のヒントが欲しいのですが...

要因別に対応例を詳しく掲載しています。(⇒P70~P88)

- 掲載している要因別ケース
- 「無気力」「いじめ」「非行傾向」「発達障害」
- 「家庭に係る要因(経済的な問題)」
- 「家庭に係る要因(児童虐待)」
- 「こころの病気が疑われる場合」
- 「ひきこもり傾向」
- 「自殺をほのめかした場合」
- 「意図的な欠席」
- 「居所不明」



(2) いじめ

~事例~ 小学6年生 9月以降、断続的に欠席

対応例

事例の概要

対応例の紹介

専門用語の解説

大切なポイントをまとめています

【対応のポイント】

- ◇いじめがあったことをしっかり
- ◇被害児童の安全・安心を守るこ

◎再登校するときのポイントはありますか？

学校復帰に向けての働き掛けや再登校の準備、再登校当日の対応とその後のフォローについて、具体例もあげてポイントをまとめています。(⇒P94~P97)

資料集では、別室登校における留意点や、千葉県の取組である不登校対策推進校「校内不登校児童生徒支援教室」における実践例も紹介しています。別室登校や支援教室の運営についてより詳しく知りたいときは、資料集と併せて、子どもと親のサポートセンターの作成した「支援教室運営の手引き(試案)」(サポートセンターホームページに掲載)も参考にしてください。

◎進路選択について情報が欲しいのですが…

特色ある県立高等学校として「地域連携アクティブスクール」「定時制」「三部制定時制」「通信制」を紹介するとともに、それ以外の進路についても幅広く取り上げています。(⇒P106~P113)

- 広域通信制高等学校とサポート校
- 高等学校卒業程度認定試験
- 転退学時の対応
- 就労への支援(サポステ・ハローワーク)

特色ある県立高等学校について、特徴的な取組や日課表、卒業生の声などを掲載しています

(2) 再登校前日までの準備

再登校に当たっては、道のりや登校で迎えられるよう配慮するとともに、徐々に学校生活への適応を図ってほしいような指導上の工夫を行うことが重要です。そのためには、児童生徒の状況を学校の教職員が共通理解し、支援体制を整えておくことも大切です。

「～してみようかな」そんな言葉が出てきたら...

受入体制の検討

安心して居場所の確保 学級に意しておきましょう。(例:保健室)

再登校の準備について教職員間で共通理解を図れるように、ポイントを整理しています

③ 三部制定時制高等学校

定時制高等学校の区分の中に、三部制定時制高等学校があります。三部制定時制高等学校は夜間のみ授業を行う定時制高等学校と違い、午前部・午後部・夜間部の三部制で成り立っています。入学希望者は、「中学校時代の不登校経験を克服したい」「振り返るには手遅れだが高等学校は卒業したい」「日中空いている時間を有意義に過ごしたい」など各々のニーズに合った部を選択し入学できます。

下の日課表に示したとおり、入学後は自身の所属する部で1日4時間授業を受けて4年で卒業しますが、他の部の時間分の授業を受ければ3年で卒業することも可能です(三修制、他校間修)。千葉県内には平成29年度現在、県立生浜高等学校と県立私戸南高等学校の2校の三部制定時制高等学校があります。

県立私戸南高等学校の紹介(進学 県立私戸南)

毎年、私戸南高校に入学してくる生徒の約パーセント以上が本校で卒業しています。

理解できる授業の工夫

- ・習熟度別授業(1,2年生に合わせた基礎)
- ・チームティーチング

少人数授業 色め組や人数制で授業を行なっています。

充実したサポート体制

- ・スクールカウンセラー

私戸南高校は、スクールカウンセラーが随時2日待機をしています。生徒は誰でもカウンセリングルームを利用したり、カウンセリングが受けやすくなっています。

研修で使えます

◎事例を使って校内研修を行う

<研修の流れの例> 60分の想定

時間(分)	研修内容	留意点
5	1 資料集の「事例」を読み、必要な情報を整理する。	⇒質問を受ける事例提供担当者を決め、事例における詳細な想定を考えておくが良い。
10	2 少人数(5人程度)のグループをつくり、対応のポイントや留意点、具体的な支援方法を話し合う。	⇒模造紙や付箋を使うとまとめやすい。
15	3 出てきた意見をグループ毎にまとめ、発表する。	
2	4 資料集の「対応のポイント」を配付して各自読む。	
15	5 自分たちが話し合った内容と照らし合わせながら、気付いた点や地域にある関係機関などについてグループで話し合う。また、各自で「キーワード」を検索して得た情報も参考にする。	⇒ポイント例が全てではなく、ほかにも地域にある資源を活用する等の意見を尊重する。
10	6 「対応のポイント」から気付いた点について、グループ毎に発表し、全体で話し合う。	⇒参加者が実際の事例で行った対応についての話が聞けると良い。
3	7 研修のまとめをする。(振り返り)	

○要因が複数考えられるケース(⇒P90~P93) *実際の資料集では事例と対応のポイントが見開きになっています

(11) 要因が複数考えられるケース ~事例~

事例1

A子は小学5年生の... になったことから疎外感...

事例1~対応のポイント

不登校の要因として推測されるものを整理

「キーワード」は、インターネットで関連する情報を検索する際に活用してください

対応のポイント例を紹介(ここに記載している以外のポイントも考えられます)

「キーワード」 「ネットいじめ」

◎各節をヒントに研究協議で理解を深める

教材とするページを読んで共通理解を図った上で、
テーマを決めてグループで話し合う

- ＜協議テーマ例＞ 右図（初期対応P54）の場合
- 「不登校経験あり」の児童生徒の場合と「不登校経験なし」の児童生徒の場合、欠席1日目の対応でそれぞれ留意すべき点は？
 - 年度当初の欠席と年度末の欠席では、対応にどのような違いがあるか？

グループ毎に発表する

紹介されている文献を資料として配付する
（インターネットでダウンロード可能な文献を多数紹介しています）

資料を読んで気付いたことを話し合う

テーマに応じて、S CやSSWを講師に招き、助言を得てもよいでしょう。子どもと親のサポートセンターの「学校支援事業」や「スクールアドバイザー事業」を活用し、センター所員や大学教授等を講師として呼ぶこともできます（詳細はサポートセンターホームページで）。

IV 初期対応（早期発見・早期対応） 3 初期対応のポイント

（1）初期対応の流れ

〈欠席1日目をどのようにとらえるか〉
欠席1日目 欠席が1日でも理由が明確では
を取り（可能であれば家庭訪問）、

電話連絡や家庭訪問の準備

・児童生徒や保護者の思いを尊重する（電話連絡や家庭訪問の時間帯）

資料集では、本編に掲載しきれなかった内容等について参考資料を紹介しています
これらを参照することで、より理解が深まります

参考となる資料

○「中1不登校生

◎教育相談の面接練習（ロールプレイ）の素材として

教材とするページを読んで共通理解を図った上で、
ロールプレイを行う

＜実施例＞ 右図（P51）の場合

- 1 2人1組になり、教職員役・児童生徒役の役割分担を決める。
- 2 児童生徒役の悩み（資料集掲載の事例を使ってもよい）について、教育相談の面接のつもりで話を聴く。（5分経ったら役を交代）
- 3 両方が教職員役をやったら、お互いに気付いたことを話し合う。

資料集の関係するページや、紹介されている文献を資料として配付する

資料を参照しながらロールプレイの内容についてグループで話し合い、発表して参加者間で共有する

聴き方

- ・児童生徒の話は最後まで聴きます（話の途中で）
- ・話を聴いてあげるという姿勢ではなく、児童生徒を
- ・腕や足を組んで話を聴くことはしないようにし

伝え方

- ・「でも」や「しかし」は相手を否定する印象を与えるため、使用を控えます
「でも」「しかし」⇒（例）「それで」「それから」
- ・相槌やうなずきだけをする必要ですが、児童生徒が話した内容についてはフィードバックを行います
（例：児童「今日は午前中、暑い中運動会の練習をして疲れちゃった」
教職員「今日は午前中、暑い中運動会の練習をして疲れちゃっただね」
フィードバックの加え方→あ、暑い中、頑張って練習したんですね、疲れちゃったんですね、大丈夫ですか？」

参考

- ・教育相談機能を活かした教育相談実践事例
- ・若い先生のための学級づくりハンドブック

こんな使い方も



第三章には不登校の未然防止の視点から、魅力ある学級づくりや「わかる授業」づくり等、日頃の学級経営や学習指導等でも参考となる情報が掲載されています。是非日々の業務の中で活用してください。

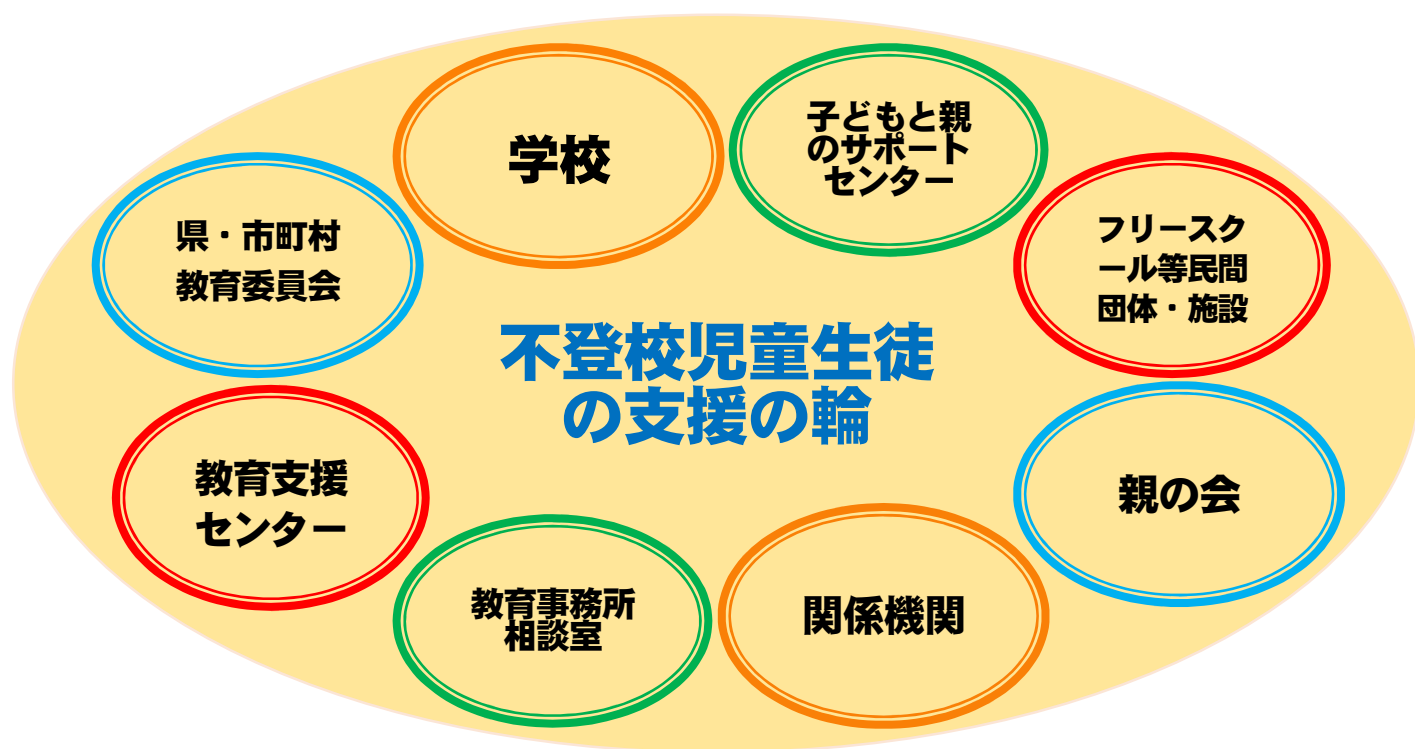
◎朝の打ち合わせで抜粋を配付 ◎週報や学年便りに引用 など

千葉県版不登校児童生徒の支援資料集は、千葉県教育委員会及び子どもと親のサポートセンターのホームページからダウンロードできます [千葉県版不登校児童生徒の支援資料集](#)

千葉県版

不登校児童生徒・保護者のための サポートガイド

～よりそい ささえ合う 子どもの未来～



不登校は、どの子にも起こりえます。問題行動ではありません。
休養や自分を見つめ直すときが必要なこともあります。
あせらず、一人で悩まず、一緒に考えましょう。



令和5年4月

千葉県教育委員会



お子様が不登校の状況にある保護者のみなさまへ

○不登校はどの子どもにも起こりうる

「不登校はどの子どもにも起こりうる」と言われます。例えば人間関係は、たいへん大きな要因で、大人でさえ、職場の人間関係がこじれて深刻になると出勤できなくなったり、転職をしたり、そして本当にひどい場合は、命を落としてしまう場合さえあるほどですから、子どもたちへの影響もたいへん大きなものと考えられます。

子どもの生活の中で、学校の人間関係は、非常に大きな比重を占めています。子どもによっては、生活のほとんどすべてが学校に関係づけられると考えている場合があるほどです。そんな学校生活でたまたま性格が合わない子どもと何かの拍子にぶつかり、人間関係が再構築できず、教室で孤立してしまうと、登校することが難しくなります。まだ発達段階にある子どもたちは、大人ほど経験を積んでいないため、うまく対処できない場合も多く、本人にとってはたいへん厳しい状況になり、絶望した感覚を持つことがあります。これは、どんな子どもにも起こりうることです。



○子どもたちの生きづらさ

子どもの中には、「勉強が苦手である」「スポーツが苦手である」「にぎやかな集団に溶け込めない」など、様々な生きづらさを感じている場合があります。私たち大人は、長い期間を経て、知らず知らずのうちにある程度適性のある仕事や環境を選択しているのだと思いますが、この点、義務教育段階の子どもたちは、多くの場合、通学する小中学校が指定され、また、実施される教育内容も学習指導要領等で決まっていますから概ね同じであり、自分で選択することは限られています。発達段階にある子どもたちがバランスよく様々なことを学ぶことはたいへん重要ですが、苦手なことを毎日やり続けることや環境が合わないことで、つらい思いをしている子どもがいることも事実です。

今、こんな生きづらさを感じている子どもたちについて、文部科学省の通知では、「既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要がある」としています。



○子どもを責めてしまう気持ち

子どもが不登校になった経験のある保護者の方から同じような話をお聞きすることがあります。それは、子どもに学校に行くことを無理強いし、きつい言葉をかけ、傷つけてしまったということです。学校に行けない子どもに学校に行けといっても進展がないばかりか、子どもは、学校に行けなくなるまで無理して登校していた場合も多いので、本当に子どもを追い込んでしまうのです。これを、涙ながらに後悔している保護者の方がいらっしやいます。しかし、その時は、無我夢中で、後になって気づく場合がほとんどのようです。保護者の方もつらい思いをしながら、しかし、事態が好転しないので、そこで改めて考えるのだと思います。

今、何をつらいと思っているのか、どんな息苦しさを感しているのか、もしかすると背景に思春期に好発する疾患を抱えているかもしれないなど様々な要因を考え、学校だけではなく、この小冊子で紹介する様々な教育機関や団体とつながりを持って支援することが大切です。本当に大変なことだとは思いますが、保護者の方が、現在のお子様の状態を受け止め寄り添っていただくと、少しずつ、前に進んで行くことが多いです。

○子どもを育てることは社会の責任

不登校について考えていると、本当に子どもは、社会全体で育てていくものだ実感します。教育は、社会全体で担うものですから、ぜひ、お子様のことをご家庭から外に向けて相談してください。

これまで教職員は、多くの場合、どのようにしたら登校できるようになるかと考え、不登校の子どもに接してきました。しかし、学校に登校することは結果であって、いつもこのことを考えながら接していたことが、保護者の方のプレッシャーとなり、ひいては、子どもへのプレッシャーとなっていた場合もあったと思います。「先生には相談しづらい」と思った保護者の方もいらしたかもしれません。現在、教職員は、不登校について様々な研修に取り組んでおり、学校も変わりつつあります。まず、身近な教職員にじっくり相談してください。そこから広がりを持って、教育支援センターやフリースクールなど様々なつながりの中でお子様を支援していければと思います。この小冊子にはそんな支援の情報がコンパクトに整理されておりますので是非、参考にしてください。

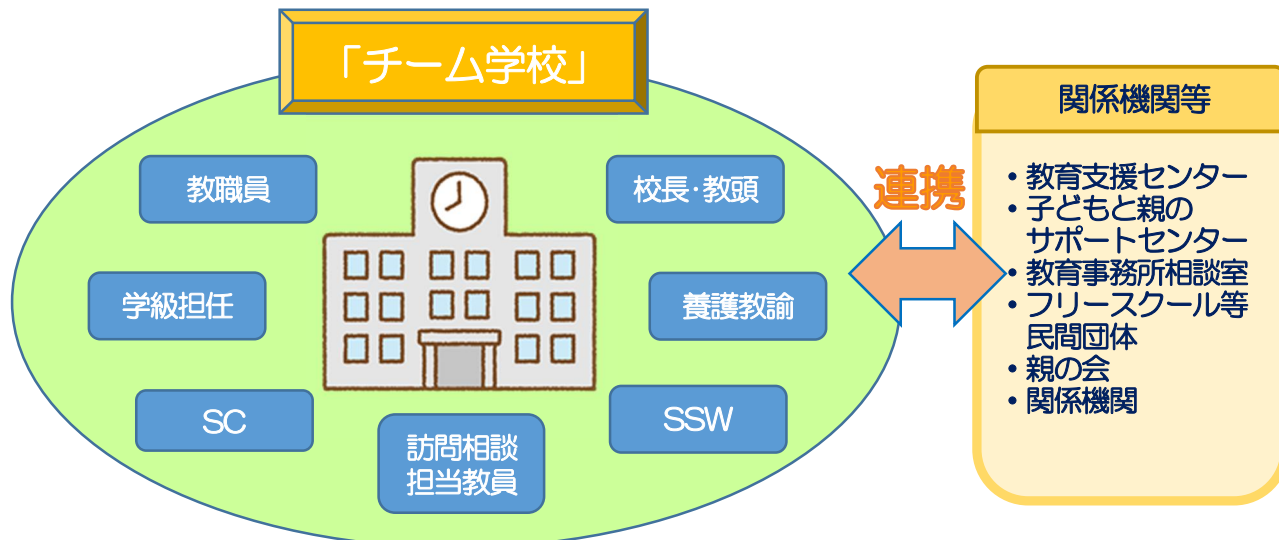


千葉県教育委員会

「チーム学校」による教育相談体制

お子様が学校に行くのを嫌がったり、遅刻や欠席が増えてきたりした場合には、まずは学校に相談してください。学校では、学級担任だけでなく、学年主任や管理職、養護教諭等が連携して対応します。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談担当教員等に専門的な相談もできます。学校は「チーム学校」として、それぞれの経験や専門性を発揮しながら、情報共有や教育相談部会（生徒指導部会）等の会議を行うなど、当該児童生徒にとって最適な支援を考え、必要に応じ、関係機関にもつないでいきます。

また、校内に不登校児童生徒のための支援教室を設置し、教室に入りづらい児童生徒の居場所をつくっている学校もあります。



スクールカウンセラー (SC)

・心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校に関する悩み等について、児童生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助を行い、悩みや不安など、生徒指導上必要な情報を教職員と共有し、連携・協力して、不登校支援を行っています。

スクールソーシャルワーカー (SSW)

・児童生徒のおかれた環境への働きかけ等を支援するために、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員と情報共有しながら、福祉機関や医療機関等につなげるなど、学校と関係機関との連携促進を図っています。

訪問相談担当教員

・家庭訪問や電話相談を通して、支援・助言を行います。また、学校における不登校児童生徒への支援方策に関する検討会議にも参加し、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する支援・助言を行っています。



ICTを活用した学習について

不登校児童生徒の中には、家から出ることができず、十分な支援を受けられなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校を卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。

このような児童生徒を支援するため、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、一定の要件を満たすことで、校長は指導要録上出席扱いとすることや、その成果を評価に反映することができます。



「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）より抜粋

義務教育段階の不登校児童生徒が、自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで、有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等（要約）】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

子どもと親のサポートセンターでは、子どもや保護者から寄せられる不登校等の多様な相談に応じるとともに、教育関係者に対する支援を広く展開しています。



《 教育相談事業 》

学校生活に関すること、心や身体のこと、進路や適性に関することなど、不安や悩みがあるときは、一人で悩まず、以下の相談窓口にご相談ください。

《 支援事業 》

不登校の子ども及び保護者、支援に携わる方を対象に、以下のセミナー等を実施しています。実施日時やプログラムの詳細については、ホームページを御覧ください。（※予約制）

電話相談	フリーダイヤル (24時間対応) 0120-415-446 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
来所相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (休祝日、年末年始は除く) 予約制 初めての方は、事前に電話(上記フリーダイヤル)での申し込みが必要 (月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分) 千葉市稲毛区小仲台5-10-2
Eメール相談	saposoudan@chiba-c.ed.jp
SNS相談	火・木・日曜日 午後6時～午後10時 県内の中高生が対象 ※詳細は、P7
FAX相談	043-207-6041

サポート広場

- ・子どもは、所員と遊んだり、工作をしたりして楽しめます。
- ・保護者は、懇談会で日頃の悩みや不安などを話すことができます。

サポールーム

- ・不登校の経験がある相談員に個別に相談できます。不登校の不安や悩みをお聞きします。
- ・毎月『親の会』を開催します。

不登校サポートセミナー

- ・子どもの発達段階における特徴について理解を深め、よりよいかわり方を考えるセミナーです。
- ・個別相談も実施します。

進路選択サポートセミナー

- ・中学卒業後の進路に関する情報を提供します。
- ・高等学校(全日制(地域連携アクティブスクール等)、定時制、三部制の定時制、通信制)の学校説明と個別相談を実施します。

わくわくチャレンジ

- ・親子で野外炊さんやハイキングなどの活動を行います。無理をせず自分のペースで活動できます。

教育事務所の教育相談室

各教育事務所相談室では、子どもたちの健やかな成長を願い、保護者・学校・関係機関と連携しながら、不登校やいじめなど教育上の様々な悩みについて、教育相談活動を進めています。お子様のことで、心配事や悩みがあったら相談してください。



地域	名称	連絡先 電話番号	相談方法		管轄
			電話	来所	
葛南	葛南 教育相談室	船橋市浜町2-5-1 電話：047-433-6031	○		市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
	東葛飾 教育相談室	松戸市小根本7 電話：047-364-1200	○		松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
北総	北総 教育相談室	佐倉市鏡木仲田町8-1 電話：043-486-6019	○		成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
	香取 教育相談室	香取市佐原イ92-11 電話：0478-54-1528	○		香取市、神崎町、多古町、東庄町
	東総研修所 相談室	銚子市台町2186-2 電話：0479-23-5954	○	○	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
	海匝 教育相談室	旭市二1997-1 電話：0479-63-2540	○		銚子市、旭市、匝瑳市
東上総	東上総 教育相談室	茂原市八千代2-10 電話：0475-23-4460	○	○	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
	山武 教育相談室	東金市東新宿17-6 電話：0475-54-1093	○		東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
	夷隅 教育相談室	夷隅郡大多喜町猿稻14 電話：0470-82-2412	○		勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
南房総	南房総 教育相談室	木更津市貝淵3-13-34 電話：0438-20-3396	○		木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
	安房 教育相談室	館山市北条402-3 電話：0470-25-3398	○	○	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町 ※安房教育相談室の対応は月、木のみ

★月～金曜日 午前9時～午後5時 ★来所相談は、要事前予約

市町村が設置する教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に向けた力を高めていくために、市町村教育委員会が設置する施設です。集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のために、教科の学習、体験活動、カウンセリングなどが行われています。詳細については、学校又はお住まいの市町村教育委員会にお問合せください。

市町村	名称	曜日	時間	所在地・電話番号	市町村	名称	曜日	時間	所在地・電話番号
浦安市	いちよう学級猫実	月～金	10:00～15:00 (水)～14:00	猫実2-1-1 047-351-1151	香取市	ふれあいステーション 小見川	月～金	10:30～15:00	羽根川38 0478-82-1123
	いちよう学級入船	月～金	10:00～15:00 (水)～14:00	入船5-45-1 047-711-2336	神崎町	ふれあい教室	月～金	8:30～15:00	神崎本宿96 0478-72-1601
市川市	ふれんどルーム市川	月～金	9:15～14:15	鬼高1-1-4 047-320-3336	東庄町	ふれあいルーム 東庄石出分館	月・水・金	9:00～15:00	石出939-1 0478-86-1004
八千代市	フレンド八千代	月～金	9:00～17:00	八千代台北8-9-12 047-486-1019	多古町	紫陽花教室	火～木	9:00～11:30	多古2855 0479-76-5411
習志野市	フレンドあいあい	月～金	9:00～15:00 (木)～12:00	東習志野3-4-1 047-471-1236	銚子市	しおさい学級	火～金	9:00～11:30	小畑新町7756 0479-21-0345
船橋市	ひまわり	月～金	10:00～15:00	宮本6-33-1 047-425-1277	旭市	フレンドあさひ	月～木	9:00～12:00	二の2132 0479-62-5353
松戸市	松戸市教育支援センター 「ふれあい学級」	月～金	9:30～14:05	古ヶ崎1-3073 松戸市立第一中学校 みらい分校隣接 047-362-3366	匝瑳市	さわやかルーム	月～金	9:00～11:45	八日市場ハ793-35 0479-73-0094
	松戸市教育支援センター 「常盤平ほっとステーション」	火～木	9:30～14:30	常盤平7-1 常盤平 第一小学校内 047-389-0786	白子町	白子町教育相談室	月・火 水・木	9:00～16:00	関5038-1 0475-33-2144
	松戸市教育支援センター 「古ヶ崎ほっとステーション」	火～木	9:30～14:30	古ヶ崎1-3073 松戸市立第一中学校 みらい分校隣接 047-362-3366	山武郡 市広域 行政組 合	ハートフルさんぽ 大網白里教室	月～金	9:00～15:00	上見塚74 0475-73-0072
柏市	教育支援センター きぼうの園	月～金	9:15～15:45	十余2313-92 04-7133-9400		ハートフルさんぽ 東金教室	月～金	9:00～15:00	東岩崎1-3 0475-52-8180
	教育支援センター 柏たなか	月～金	9:15～15:45	船戸1-7-1 04-7131-5571		ハートフルさんぽ 山武教室	月～金	9:00～15:00	成東2554-1 0475-82-8007
	教育支援センター 豊四季台	月～金	9:15～15:45	豊四季台4-2-1 04-7143-7724	ハートフルさんぽ 横芝光教室	月～金	9:00～15:00	宮川11907-2 080-2047-8470	
	教育支援センター 増尾台	月～金	9:15～15:45	増尾台3-5-9 04-7175-7755	茂原市	フレンドルーム 茂原豊田教室	火・木・金	9:00～15:00	長尾148 0475-26-3746
教育支援センター 大津ヶ丘	月～金	9:15～15:45	大津ヶ丘4-8 04-7191-3366	フレンドルーム 茂原五郷教室		火・木・金 (第2) 火・水・金	9:00～15:00	網島656 0475-26-3747	
野田市	野田市教育支援センター ひばり	月～金	9:00～16:30	柳沢53 04-7125-8088	いすみ市	いすみほっと スクール	月・水・金	9:00～15:00	深堀689-1 0470-62-3621
	野田市教育支援センター ひばり 関宿分室	月・火・木	9:00～16:30	木間ヶ瀬619-2 04-7125-8088	市原市	フレンド市原 八幡教室	火～金	9:45～14:30 (木曜～11:30)	八幡20 0436-41-3338
流山市	フレンドステーション エルズ	月～金	9:30～15:00 (水)～12:00	中110 04-7150-8388		フレンド市原 鶴舞教室	火～金	9:45～14:30 (木曜～11:30)	池和田1316 080-8745-9789
	フレンドステーション しんかわ	月～金	9:30～15:00 (水)～12:00	中野ヌ木339 04-7153-1885		フレンド市原 姉崎教室	火～金	9:45～14:30 (木曜～11:30)	姉崎764-8 0436-62-0171
我孫子市	我孫子市教育支援センター 「かけはし」	月～金	9:00～15:30	湖北台4-3-1 (湖北台東小学校内) 04-7187-5671	袖ヶ浦市	のぞみ学級	月～金	9:20～15:00	蔵波634-1 0438-62-2254
	我孫子市教育支援センター 「ひだまり」	月～金	10:00～14:30	本町3-1-2 (けやきプラザ内)	木更津市	あさひ学級	月～金	10:00～15:00 (金)～12:00	朝日1-8-17 0438-23-4564
鎌ヶ谷市	ふれあい談話室	月～金	8:30～16:30	富岡2-6-1 047-445-4953	君津市	きみつメイト	月～金	9:00～15:00	糠田103-1 0439-32-5511
佐倉市	ルームさくら (志津教室)	月～金	10:00～15:00	西志津4-1-2 043-489-1002	富津市	さわやか教室	火～金	9:00～16:00	小久保3014 0439-80-1346
	ルームさくら (佐倉教室)	月～金	10:00～15:00	栄町8-7 043-484-6611	鴨川市	ステーション	月～金	8:30～16:30	打墨793 04-7096-6423
成田市	成田市ふれあい一む 21	月～金	9:30～14:30 (水)～12:00	花崎町143-6 0476-20-1414	南房総市	子ども教室 スマイル	月～金	9:00～16:00	岩糸2489 0470-46-2966
四街道市	学校教育相談室 「ルームよつば」	月～金	10:00～14:30	鹿渡917 043-422-8729	館山市	館山市教育支援 センター	月～金	9:00～14:00	北条740-1 0470-22-1732
八街市	ナチュラル	月～金	10:00～15:00 (木)～12:00	八街ほ208-260 043-443-8040	千葉市	ライトポート花見川	月～金	9:30～15:00	花見川区朝日ヶ丘 2-6-1 043-276-7520
印西市	緑のまきば	月～金	9:30～15:30	草深924 0476-47-0400		ライトポート若葉	月～金	9:30～15:00	若葉区若松町 2-25-1 043-234-1566
	森のステーション まきば	月～金	9:30～15:30	中根1375 0476-97-2011		ライトポート中央	月～金	9:30～15:00	中央区大森町268 043-261-3831
	ふれあいルームまきば	月～金	9:30～15:30	瀬戸1518 0476-98-0427		ライトポート美浜	月～金	9:30～15:00	美浜区真砂4-5-1 043-278-4501
白井市	ヤングハートしろい	月～金	10:00～15:00	根63-2 047-497-2588		ライトポート緑	月～金	9:30～15:00	緑区土気町 1634-2 043-295-7050
富里市	ふれあいセンター	火～金	9:30～14:30	七栄653-1 0476-91-6600		ライトポート稲毛	月～金	9:30～15:00	稲毛区作草部 1298-1 043-285-5550
酒々井町	ふれあいルーム	月～金	9:00～15:00	中央台4-11 043-496-1171		教育センター中学校 グループ活動	火・水・金	10:00～15:00	稲毛区轟町3-7-9 043-285-0901
栄町	ゆうがく館	火～金	9:00～15:00	安食938-1 0476-80-1520		教育センター小学校 グループ活動	火・木	9:30～15:30	稲毛区轟町3-7-9 043-285-0901

フリースクール等民間団体

フリースクール等民間団体は、体験活動等を通じた居場所づくりを行っている団体、学習活動に重きを置いている団体、自宅で過ごしている児童生徒への支援を行っている団体など様々です。

それぞれの独自性・多様性を持ちながら、一人ひとりの不登校児童生徒の状況に応じて、学習活動や体験活動、人と関わる機会や安心して過ごせる場所の提供等を行っており、多様な児童生徒の個性を大切に、社会的自立を支援しています。

学校との連携も進んできており、一定の要件を満たすと校長は指導要録上出席扱いとすることもできます。



市町村	名称	所在地	電話番号	ホームページ
習志野市	フリースクールネモ 習志野	習志野市本大久保 3-8-14-401	047-411-5159	https://nponemo.net/
	クラブ 習志野校	習志野市大久保 1-27-3	047-409-9603	https://day.crop-cc.com
	プラスアップ・ラボ 実翔教室 (放課後ティサービス)	習志野市実翔 1-2-12 メディカルセンタービル3F	047-403-2535	https://plus-up.co.jp
	Hearty キッズ 津田沼校	習志野市津田沼 2-3-28 第二川島ビル1F	047-411-5669	http://hearty-kids-k-zemi.com
	ノビルNEXT さぎぬま校	習志野市鷺沼 3-19-3	047-455-8450	http://nobil-kids.com
	放課後ティサービス ミクシード実翔校	習志野市実翔 4-1-5-1F	047-409-3571	http://mixseed.jp
八千代市	成美学園 八千代校	八千代市八千代台北 1-13-3 第1アイディール八千代2F	047-411-7171	http://seibinet/seggroup/yachiyosyouyou/
	グリーンヒルキッズゆりのき台 (放課後等ティサービス)	八千代市ゆりのき台 3-3-5 ゆりのき第2ビル101号室	047-411-5711	https://greenhill.or.jp/23_service/index7.html
船橋市	NPO法人学校支援さざんかの会 ふれあい 夢のふなっこ	船橋市若松 3-3-4 (青少年会館内)	047-434-6811	www.city.funabashi.lg.jp/
	さくらんぼ教室 津田沼教室	船橋市前原西 2-13-10 自然センタービル9F	047-411-7711	http://www.sakuranbo-class.com
	かりんキッズ	船橋市二和西 5-3-10	047-402-2417	http://carekarin.com/
	クラブ 三山校	船橋市三山 5-21-3	047-778-3735	http://day.crop-cc.com
	キッズサポートひふみい二和	船橋市二和東 6-17-38	047-779-0932	https://hifumi.net
	HSC 対応 リベラルスクール	船橋市海神 2-9-24	090-4427-1213	https://besteasnow.com/hsc-lib
	おらい北習志野 (放課後等ティサービス)	船橋市習志野台 1-34-25 ロイヤルASビル2F	047-456-5801	http://orai-kitanara.com
	kiitos (日中一時支援療育事業)	船橋市前貝塚町 1007-6	047-401-9708	
	Free+ International School	船橋市宮本 6-4-1	050-5586-2086	https://free-is.org/grade
	放課後等ティサービス すまいる飯山満	船橋市飯山満町 3-1753-21	047-778-3883	http://threey-smile.com
市川市	TEENS 本八幡	市川市八幡 1-16-2-203	050-2018-2167	https://www.teensmoon.com/
	市川日本語学院	市川市南八幡 5-10-5	047-329-2121	https://aiueo.ws
	地域の学び舎 プラット	市川市平田 2-8-1	047-718-2330	http://www.soudan-diversitykobo.org/
	フリースクールネモ 市川 放課後ティサービス 寺子屋	市川市新田 5-5-15 市川市曾谷 7-29-10	047-383-9977 047-371-0773	https://nponemo.net/
浦安市	小さなイエナスクール	浦安市海楽 1-28-10 つどり場「あん」	090-9678-7230	http://littlejena-urayasu.com
	トライ式高等学院中等部 新浦安キャンパス	浦安市入船 1-5-2 プライムタワー新浦安7F	0120-919-439	https://www.try-gakuin.com/?utm_sour
松戸市	フリースクール興学社	松戸市新松戸 4-35	047-309-7715	http://www.kgs-ed.or.jp/
	子どもの居場所「ひだまり」		080-5401-0118	hidamari0501.web.fc2.com
	共育ステーション 地球の家	松戸市常盤平 (事務局)		https://chikyunoie.amebaownd.com
	NPO 法人子どもの環境を守る会 Jワールド	松戸市新松戸 4-256-1 SRCビル	047-344-0544	http://kosodate-hiroba.com
	カウンセリング&オーダーメイド型学習塾 優学舎	松戸市常盤平 5-14-22 パピルス五香ビル3F	047-707-2755 080-5523-5209	http://www.yugakusya.info
	エデュテイメントスクール ムガムチュウ	松戸市常盤平 2-1-2 ハイツタカヒラ 101	090-6470-5782	http://mugamuchuu.com
柏市	NPO 法人 フリースクールゆうび 小さな学園	柏市豊四季 360-2	04-7146-3501	http://www.yuubi.org/
	第一学院高等学校 (第一学院中等部) 柏キャンパス	柏市旭町 1-6-18 鈴木第二ビル 4・5F	04-7142-2530	https://www.daiichigakuin.ed.jp/campus/kasiwa/
	東京大志学園 柏校	柏市旭町 2-2-3	04-7141-6655	http://www.tokyo-taishi.net/campus/chiba_kashiwa/
	KTC おおぞら高等学院 柏キャンパス	柏市中央町 6-19 コープビル 柏 1F	04-7162-5533	https://www.ktc-school.com/campus/kashiwa
	トライ式高等学院 柏キャンパス 中等部 (フリースクール)	柏市旭町 1-1-5 浜島ビル 7F	0120-919-439	https://www.try-gakuin.com/support_kyoten/chiba/kashiwa/
	株式会社 地域教育工房 定員制個別学習塾 柏たなか教育工房	柏市小青田 1-5-4 ライオンズ柏たなかステーションプラザ1F	04-7128-9919	https://kyouikukoubou.com
	株式会社 地域教育工房 定員制個別学習塾 柏明原教育工房	柏市明原 4-2-1 NKビル 201	04-7128-4732	https://kyouikukoubou.com
	星槎国際高等学校 中等部 柏キャンパス	柏市豊四季 1002-2	04-7192-6681	http://www.seisa.ed.jp/kashiwa/

市町村	名称	所在地	電話番号	ホームページ
野田市	KG 高等学院 野田キャンパス	野田市尾崎 837-54 川間KSビル201	04-7197-5375	https://www.kg-school.net/gakuen/campus/noda/
	NPO 法人未来塾	野田市宮崎 205	04-7122-8904 080-8919-8588	https://miraijuku.noda.wixsite.com/home
	ラムネのビー玉	野田市山崎	070-4145-8647	
流山市	NPO法人 東京シューレ流山	流山市西初石 3-103-5 グローリアビルⅡ-401	04-7199-7141	https://www.shure.or.jp/nagareyama/
我孫子市	オルタナティブハウスわかや (学校法人めばえ学園)	我孫子市岡発戸 1502-4	04-7113-6804	http://www.mebae.ed.jp
印西市	ひおねろの森	印西市牧の原	090-4133-8002	https://www.pioneronomori.com
旭市	成美学園 旭校	旭市口の633-10 三川屋ビル2F	0479-62-3030	https://seibi.net/sghgroup/asahi/
茂原市	成美学園 茂原校	茂原市町保 37-3	0475-22-8819	https://seibi.net
山武市	NPO法人教育サポートGAA さんむわくわく館	山武市成東 2553-1	0475-53-5976	https://gaasammu.wixsite.com/my-site
横芝光町	NPO法人みんなの居場所ありのまま	山武郡横芝光町栗山 702-2	080-9208-6789	https://npo-arinomama.com/
館山市	成美学園 館山校	館山市北条 1872-8 水口ビル2F、3F	0470-23-9001	https://seibi.net/sghgroup
鴨川市	鴨川そらいろ	鴨川市八色 776	04-7093-1050	https://soracolor.jimdofree.com
木更津市	YUME School STEAM アカデミー 木更津校	木更津市東中央 1-3-9 第7須賀ビル3F	0438-97-7165	https://school.yume.support
	成美学園 かずさ校	木更津市東中央 2-1-1	0438-20-8050	https://seibi.net/sghgroup
千葉市	おおぞら高等学院 千葉キャンパス	千葉市中央区新町 22-1 新町 55ビル1F	043-301-1811	https://www.ktc-school.com/campus/chiba/
	NPO法人千葉こども家庭支援センター フリースクールベカサス	千葉市中央区新宿 1-4-10 シーガル新宿ビル4F	043-239-7891 070-5361-8889	https://pegasasuwing.com/freeschool/
	フリースクール Co-Labo	千葉市若葉区みつわ台 2-5-15 アルファプラザ 1F	043-290-1118	https://freeschool-co-labo.com/
	ちば森の楽校	千葉市美浜区真砂 4-3-2-308	090-4941-9329	https://chiba-morinogakkou.themedia.jp/
	スペース海西千葉	千葉市稲毛区緑町 1-16-11	043-372-1527	http://spaceumi-nishichiba.org
	マザーアース千葉	千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館別館 1F	043-225-8181	https://www.j-enep.com/
	NPO法人こころね 地球学校	千葉市緑区おゆみ野中央 3-1-49	090-4626-6346	http://coorone-chiba.jp/
	トライ式高等学院中等部	千葉市中央区富士見 2-14-1 千葉EXビル4F	043-379-5843	https://www.try-gakuin.com/freeschool/
	東京大志学園 千葉校	千葉市中央区松波 1-1-1	043-290-6137	https://tokyo-taishi.net/campuses/chiba
	LITALICO ジュニア千葉教室	千葉市中央区弁天 1-2-10 日本瑞穂ビル 5F	043-207-7530	https://litalico.co.jp
	NPO法人COCO.NET まなびスペースCOCOCARA	千葉市若葉区多部田町 752-10	043-308-5432	http://coconet-chiba.or.jp
	フリースクールGOJYU	千葉市中央区南町 3-4-5 101	043-312-4480	https://bloom-tco.com
	KG 高等学院 千葉駅前キャンパス	千葉市中央区新千葉 2-4-12 コーメビル 203	043-307-9097	https://www.kg-school.net/gakuen/campus/chiba_ekimae/
	第一学院高等学校 中等部 千葉キャンパス	千葉市中央区新町 16-10 悠久ビル 6F	043-302-8901	https://www.daiichigakuin-jr.jp/campus/chiba/
	森でどんじゃらほい	千葉市緑区おゆみ野中央 1-12-2	043-291-2941	https://shinyuukai.jp/donjarahoi/
千葉グリーンズスクール	千葉市緑区土気町 983		https://sites.google.com/view/chibagreenschool	

※令和元年度から令和3年度に、指導要録上出席扱いとされた児童生徒がいる県内のフリースクール等民間団体を掲載しており、全ての支援団体を網羅しているものではありません。

千葉県フリースクール等ネットワーク (<https://chibafs.net>)

県教育委員会では、フリースクール等民間団体との連携を強化するため、千葉県フリースクール等ネットワークと定期的に意見交換会を実施しています。ここには様々なコンセプトを持った団体が参加しており、年々大きな輪となっています。参加団体等の詳細については、ホームページを参照してください。

親の会

不登校の子どもをもつ親が、同じ悩みをもつ親とお互いに体験を語り合ったり、情報を共有したりすることで、気持ちを受けとめ合い、考え方を深め合う機会を提供しています。開催日時や場所については、各団体にお問合せください。

	主な開催場所	名称	所在地	電話番号	ホームページ
習志野市	NPO 法人ネモネット	NPO 法人ネモネット	習志野市本大久保 3-8-14-401	047-411-5159	https://nponemo.net/
流山市	NPO 法人東京シューレ流山	NPO 法人東京シューレ流山	流山市西初石 3-103-5 グローリアビルⅡ-401	04-7199-7141	https://www.shure.or.jp/nagareyama/

主な開催場所		名称	所在地	電話番号	ホームページ
成田市	ちば北総地域 若者サポートステーション	ちば北総地域 若者サポートステーション	成田市不動ヶ岡 1113-1 成田市勤労会館 2F	0476-24-7880	http://hokousou- saposute.jp.org/
	公津の杜コミュニティセンター	ひきこもりコア・クライシス	千葉市美浜区幸町 2-16- 11-107	043-241-3718 070-1473-8247	http://11kaeru.cocolog- nifty.com/blog/
千葉県全域		NPO 法人コース・サポート・ センター・友懇塾	千葉市緑区あすみが丘 8-2- 3	090-8598-0278	http://yukonsupport.sa- kurane.jp/
千葉市	千葉県子ども・若者総合相談セ- ンター「ライトハウスちば」	千葉県子ども・若者総合相談セ- ンター「ライトハウスちば」	千葉市中央区都町 2-1-12 千葉県都町合同庁舎内 4F	043-420-8066	https://lighthouse.pref.c- hiba.lg.jp/
	千葉市民会館 千葉市ハーモニープラザ内	KHJ 千葉県なの花会	千葉市中央区椿森 1-2-2 志村社 201	070-2191-4888	http://khj-nanohana- chiba-org/
	千葉市民会館	子どもの問題を考える会千葉	千葉市稲毛区小中台町 1776-4	043-287-7470	http://www.kodo- mon.com/

※掲載している団体は一部であり、全てを網羅しているものではありません。

関係機関等

子どもたちを支援する機関等は、様々あります。在籍校の教職員やお住まいの市町村教育委員会等にも相談してください。

《地域若者サポートステーション（サポステ）》

15歳から49歳までの無業者を対象に、就労に向けた「一歩を踏み出す力」を身につけるサポートを行う機関

《児童相談所》

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、子どもや保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、児童や保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関

《子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」》

概ね39歳までの子ども・若者とその家族等のための総合相談窓口で、相談先がわからない時に最初に相談できる窓口

「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック（セレクトシステム）」について

県では、不登校等を含む子ども・若者を支援するための相談・支援機関に関する情報を整理し、子ども・若者の状態、年齢や利用したい支援等に応じて、適切な相談・支援先を選ぶことができるガイドブックを作成しています。詳しくは県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kkbunka/kenzenikusei/kodomowakamono/selectsystem.html>



SNS を活用した相談事業（中高生本人のみ対象）

県内の中高生を対象に、LINEを使った相談窓口を開設しています。専門のカウンセラーが応えるので、思い悩んでいることがあれば、どのようなことでも相談してください。

相談した内容は、相談者の同意なく、第三者に公開することはありません。（ただし、身体や生命に危険があると判断した場合など、緊急時に限り、警察などの関係機関と個人情報や相談内容を共有することがあります。）



左の2次元コードを読み取り、友だち登録して相談してください。

そっと悩みを
相談してね



年度	令和5年度
対象	県内の中学生・高校生 ※保護者の相談は受付けていません
期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
曜日	火・木・日曜日
時間	午後6時～午後10時

千葉県子どもと親のサポートセンター 相談対応状況（令和4年度）

1 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話	1,002	1,066	1,347	912	1,198	1,140	855	823	702	761	916	1,026	11,748
前年度	899	1,120	862	1,010	833	996	843	802	743	756	752	724	10,340
来所	443	492	578	575	486	524	575	572	562	546	559	639	6,551
前年度	462	479	596	599	456	535	571	665	596	539	523	631	6,652
F A X	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Eメール	29	17	20	19	18	26	8	13	22	11	22	23	228
前年度	20	29	18	14	16	20	16	24	8	23	25	10	223
S N S	476	308	191	173	128	227	136	100	215	105	89	254	2,402
前年度	349	804	246	250	897	349	234	235	458	338	206	392	4,758
合計	1,950	1,883	2,136	1,679	1,830	1,917	1,574	1,508	1,501	1,424	1,586	1,942	20,930
前年度	1,730	2,432	1,722	1,873	2,202	1,900	1,664	1,726	1,805	1,656	1,506	1,757	21,973

2 相談内容（上位）

（1）電話相談

内容	件数	割合
①子育て・しつけ	1,321	14.3%
②不登校・不登校傾向	995	10.8%
③いじめ	786	8.5%
④友人関係	737	8.0%
⑤家庭問題関係	651	7.1%

（2）来所相談

内容	件数	割合
①不登校・不登校傾向	4,030	61.5%
②適応への援助	1,021	15.6%
③障害・疑い	717	11.0%
④家庭問題関係	191	2.9%
⑤子育て・しつけ	127	1.9%

（3）Eメール相談

内容	件数	割合
①不登校・不登校傾向	65	28.5%
②問合わせ	26	11.4%
③子育て・しつけ	24	10.5%
④教職員との関係	22	9.6%
⑤学校生活	21	9.2%

（4）SNS相談

内容	件数	割合
①友人関係	311	27.3%
②学業・進路	107	9.4%
③家庭問題関係	93	8.2%
④自殺念慮・企図・自傷行為	75	6.6%

生徒指導専任指導主事活動推進要項

1 目的

この要項は、市町村教育委員会（千葉市教育委員会を除く。以下同じ。）の設置する幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校及び千葉県教育委員会の設置する中学校・高等学校・特別支援学校（以下「学校」という。）における生徒指導体制の充実・強化を図り、千葉県教育委員会が生徒指導専任の指導主事（以下「専任指導主事」という。）を学校に派遣して指導・助言を行い、学校教育における生徒指導の推進を図るために必要な事項を定めるものである。

2 職務

- (1) 専任指導主事は、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、児童生徒の学校生活への適応、将来の社会的自立に向けた支援、生徒指導体制の確立及び教育相談活動の充実等に関し、指導・助言・援助を行うものとする。
- (2) 専任指導主事は、職務を遂行するために概ね次のような活動を行うものとする。
 - ア 教育事務所管内の学校の生徒指導に関する事務に専ら従事する。ただし、県立学校の所管は別表のとおりとする。
 - イ 一定の期間、特定の学校に対して生徒指導に関する指導・助言を行う。
 - ウ 生徒指導に関する研修会及び会議並びに教育事務所長が計画した学校訪問等に参加する。
 - エ 不登校児童生徒支援推進校等への指導、助言を行う。
 - オ 訪問相談担当教員への相談・指導、助言を行う。

3 派遣手続き

- (1) 市町村教育委員会または県立学校の校長は、専任指導主事の派遣を要請するに当たっては、派遣を希望する日の2日前までに、教育事務所長に対して派遣申請書（別紙第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、直ちに教育事務所長に対して派遣の要請をしたのち、速やかに派遣申請書を提出するものとする。
- (2) (1)の要請を受けた教育事務所長は、速やかに当該要請に対する諾否を決定するものとし、要請の趣旨その他、諸般の事情を考慮して派遣の必要を認めた場合には、派遣期間・業務の内容及びその他必要事項を明示して、専任指導主事に出張を命じるものとする。
- (3) (2)の出張を命じたときは、教育事務所長は当該派遣の申請者に対して、派遣期間その他専任指導主事の業務内容を通知（別紙第2号様式）するものとする。
- (4) (1)～(3)の手続きにかかわらず、教育事務所長は管内の学校において生徒指導上緊急に対応する必要を認めた場合には、市町村教育委員会または県立学校の校長と協議の上、当該校に対して専任指導主事を派遣することができるものとする。

4 報告書

教育事務所長は、専任指導主事の活動状況について、各学期（3学期制に準ずる）の終了後15日以内に報告書（別紙第3号様式「エクセル形式」）を、教育庁教育振興部児童生徒安全課長に提出する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、専任指導主事の活動の推進に関する必要な事項は、教育庁教育振興部児童生徒安全課長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要項は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 この要項の施行前に旧要綱によりなされた手続きは、この要項によりなされた手続きとみなすものとする。

附則

- 1 この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から実施する。

別 表

教育事務所名	所 管 す る 県 立 学 校
葛南教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する市に所在地を有する県立学校 ・ 千葉市美浜区及び花見川区に所在地を有する県立学校
東葛飾教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する市に所在地を有する県立学校
北総教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する市町に所在地を有する県立学校 ・ 千葉市稲毛区及び若葉区に所在地を有する県立学校
東上総教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する市町村に所在地を有する県立学校 ・ 千葉市緑区に所在地を有する県立学校
南房総教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する市町に所在地を有する県立学校 ・ 千葉市中央区に所在地を有する県立学校

他の都道府県の経済的支援

1. フリースクール等の運営経費、又はフリースクール等利用者の利用費用に対する支援

都道府県名	事業名（開始年度）	事業内容
茨城県	フリースクール連携推進事業 （令和3年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクールに対する運営費補助（上限100万円/年） ・ 授業料等補助（15,000円/月）
栃木県	不登校児童生徒に対する支援推進事業 （令和3年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への交通費及び体験活動や実習等に係る費用を支給（上限1万円/月） ・ 文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業」による
群馬県	フリースクール等支援事業補助金 （令和5年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクール等への運営経費の補助（基本枠最大100万円/年、上乗せ枠最大300万円/1施設）
福井県	フリースクール支援事業 （平成22年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクールの施設借上経費の補助
長野県	不登校児童生徒の学校以外の「まなびの場」支援事業 （令和3年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設に対する経費（備品購入費、専門的人材活用に要する人件費）の補助
京都府	フリースクール連携推進事業（令和3年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府認定フリースクールが実施する学校と連携した教育活動へ助成（上限50万円/年）
鳥取県	不登校対策事業 （平成26年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の補助事業（通所費、交通費、実習費等）に対する補助 ・ フリースクール運営経費に対する補助（上限300万円/年）
愛媛県	フリースクール連携推進事業 （令和2年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への交通費及び体験活動や実習等に係る費用を支給（上限1万円/月） ・ 文部科学省「いじめ対策・不登校支援等推進事業委託事業」による ・ フリースクール職員の人件費及び授業料の減免額を補助（上限100万円/年）
福岡県	フリースクール支援事業補助金（平成19年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フリースクール運営経費に対する補助（上限200万円/年）
沖縄県	バス通学費等支援事業 （令和4年度～）	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、モノレール通学費を無料化

2. 1以外のフリースクール等又はフリースクール等利用者に対する支援

都道府県名	事業名（開始年度）	事業内容
福島県	地域で支える子育て推進事業（令和4年度～）	・民間団体が行う地域の子育て支援事業などの企画を募集、補助（上限80万円）
東京都	フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業（令和4年度～）	・児童生徒1人につき、1月当たり2万円（年間最大24万円）支給
神奈川県	フリースペース等事業費補助金（平成16年度～）	・フリースペース等の活動にあわせて相談活動を実施する民間団体への補助（上限75万円/年）
三重県	学校外の多様な学び支援事業（令和2年度～）	・民間施設で学ぶ子どもたちが参加する体験活動等に必要な経費や物品を支援
岡山県	フリースクールにおける実践研究事業（平成28年度～）	・県内のフリースクールへ委託し、体験活動や学習活動等の充実、教育支援センター・学校・行政との効果的な連携の在り方について実践研究

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

発令 　　：平成28年12月14日号外法律第105号

最終改正：令和4年6月22日号外法律第77号

改正内容：令和4年6月22日号外法律第77号[令和4年6月22日]

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

〔平成二十八年十二月十四日号外法律第百五号〕

〔文部科学大臣署名〕

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律をここに公布する。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本指針（第七条）

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第八条—第十三条）

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第十四条・第十五条）

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策（第十六条—第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学

大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
 - 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
 - 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
 - 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等
（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策
（調査研究等）

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

（国民の理解の増進）

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供（通信の方法によるものを含む。）その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年六月二二日法律第七六号抄〕

沿革

令和 四年 六月二二日号外法律第七七号〔こども基本法附則一一
条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日〔令和五年四月一日〕から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行

する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月二二日法律第七七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日〔令和四年六月二二日〕のいずれか遅い日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

義務教育の段階における普通教育に
相当する教育の機会の確保等に関する

基本指針

平成29年3月31日

文部科学省

< 目 次 >

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- (1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状・・・1
- (2) 基本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり・・・・・・・・3
 - ① 魅力あるより良い学校づくり
 - ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進・・・・・・・・4
 - ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - (ア) 状況の把握
 - (イ) 組織的・計画的な支援
 - (ウ) 登校時における支援
 - ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - (ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等
 - (イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援
 - (ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援
 - (エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
 - (オ) 経済的支援
 - (カ) 情報提供
 - ③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- (1) 夜間中学等の設置の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - ① 設置の促進
 - ② 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ③ 自主夜間中学に係る取組
- (2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ・・・・・・・・7

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- (1) 調査研究等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (2) 国民の理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (3) 人材の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (4) 教材の提供その他の学習支援・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (5) 相談体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。このような重要な役割を担う義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、就学義務制度、就学援助制度、授業料無償、教科書無償給与制度、小中学校等の設置義務、義務教育費国庫負担制度などが整備されている。

他方、文部科学省の調査では、平成27年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、そのうち、90日以上欠席している児童生徒は約7万2千人であり、不登校児童生徒の約6割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から3年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加している。

また、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、十分義務教育を受けられなかった義務教育未修了者などが一定数存在するところであり、平成22年国勢調査においては、約12万8千人の未就学者が存在することが明らかとなっている。

(2) 基本指針の位置付け

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）（以下「法」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策（以下「教育機会の確保等に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

本基本指針は、法第7条第1項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるものである。

(3) 基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学等」という。）における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

また、夜間中学等における就学の機会の提供等については、義務教育未修了者等が義務教育を受けられる機会を得られるよう、夜間中学等の設置の促進に取り組むとともに、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等を図る。

これらの施策については、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

① 魅力あるより良い学校づくり

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する。

また、生徒指導専任教諭の配置を含む学校指導体制の充実等により、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する。

② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことができる居場所であるためには、いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際にはき然とした対応を取ることが大切であり、このような学校づくりを推進するとともに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の適正な運用を図る。

また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。

③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があり、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学ぶ意欲の向上を図るほか、学校や児童生徒の状況に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進する。

(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

(ア) 状況の把握

不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、不登校児童生徒に対する効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等について継続的に把握することが必要である。このため、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、原則として不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、家庭への訪問による把握を含めた学校や教育委員会による状況把握を推進する。

(イ) 組織的・計画的な支援

不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を行うことが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」体制の整備を推進する。

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」*等を作成することが望ましい。

(ウ) 登校時における支援

不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。

* 平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照

② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

(ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校（以下「特例校」という。）の一層の設置の促進に向けて、設置の申請に係る指導支援や効果的な取組事例の紹介等を行う。また、平成29年度から新たに、市町村のみならず、都道府県が設置する場合においても、特例校に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、特例校の設置を促す。なお、特例校については、過度に営利を目的とし明らかに教育水準の低下を招く恐れがある場合にはこれを認めない。

また、教育支援センターについては、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、設置の促進や機能強化を推進する。

(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

(ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対して、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実する。支援に際しては、関係機関と連携することが重要であり、特に児童虐待など家庭に課題がある場合には、福祉機関と緊密に連携すべきことを周知徹底する。

(エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援

不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する。例えば、いじめられている児童生徒の

緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮することが必要である。

(オ) 経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(カ) 情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことができる教育相談体制の構築を促進する。

特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校における教育相談体制を支える専門スタッフの両輪として機能しており、その効果的な活用のため、資質の向上と配置の充実を図る。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29

年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

③ 自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

(2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

(4) 教材の提供その他の学習支援

中学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等に対して通信の方法を含めた教材の提供などの学習の支援を図るため、文部科学省認定社会通信教育を含む様々な学習機会等の情報が教育委員会を通じて提供されるよう促すとともに、地域人材の協力による学習の支援等の取組を推進する。

(5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体の間の連携による相談体制の整備を推進する。